

平成28年1月8日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン事業）の
生産者積立金の免除牛に係る補填金単価（概算払）について
【平成27年11月分】

平成27年11月に契約生産者が販売した交付対象牛のうち、旧肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成22年4月23日付け22農畜機第547号）の附則9、17及び20により生産者積立金の納付が免除された契約肥育牛並びに肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）の附則11及び19により生産者積立金の納付が免除された事業対象牛に適用する同実施要綱第6の9及び附則9の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成28年2月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	—	—

- 注1：平成26年度より、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。

連絡先
畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：渡辺、小笠原
電話：03-3583-8562

(参考)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)
[平成27年11月]

単位：円／頭			
区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
全国算定値 (A)	—	—	—
4分の3相当額 (A)×3/4	—	—	—
補填金単価(概算払)	—	—	—

注:補填金単価(概算払)は、差額の8割が1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。